

令和5年度
自己点検評価書

令和6年6月

国立大学法人北海道教育大学

目次

1 趣旨	1
2 令和5年度の点検事項等について	1
3 令和5年度の自己点検評価の総括	2
4 評価対象事項ごとの評価	2
(1) 教育課程	2
(2) 学生受入	5
(3) 学生支援	6
(4) キャリア支援	8
(5) 交換留学生等支援	9
(6) 施設設備	10
(7) 情報セキュリティ	10
(8) 附属図書館	11
参考（関係規則等）	13

1. 趣旨

国立大学における自己点検・評価は、学校教育法第109条の第1項に基づき義務化され、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定されている。また、教育職員免許法施行規則第22条の8に「認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定され、大学の内部質保証体制の充実が求められている。

本学では、教育研究の水準の向上を図り、学則第1条に規定する本学の目的及び社会的使命を達成するため、「国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則」において、「自らの責任で本学の諸活動について点検及び評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、それによって本学の質を保証する」として大学全体の点検評価を実施するとともに、「北海道教育大学における教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」等の細則に基づく点検評価を通じて、大学の改革・改善に繋げている。

この自己点検評価書は、令和5年度に実施した自己点検評価の結果をまとめたものである。

2. 令和5年度の点検事項等について

(1) 評価対象事項

「北海道教育大学における教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」をはじめとする各点検評価実施要項に基づき、次に示す8項目の評価事項ごとに、点検評価を行った。

- ①教育課程 ②学生受入 ③学生支援 ④キャリア支援 ⑤交換留学生等支援
- ⑥施設設備の管理運営 ⑦情報セキュリティ ⑧附属図書館

なお、教育職員免許法施行規則第22条の8に基づく教職課程の自己点検・評価については、「教職課程の自己点検・評価に関する方針（自己点検評価委員会裁定）」に基づき、上記の評価事項の点検と併せて実施している。

(2) 自己点検評価の対象時期

令和5年5月1日現在の現況について点検評価を実施した。

(3) 自己点検評価の方法

- ・ 各評価責任者が所掌する全学委員会等が策定した内部質保証に関する自己点検評価実施要項に基づき、各全学委員会等において点検評価を実施。
- ・ 各全学委員会等は点検評価の結果を基に、自己評価報告書及び改善計画案を作成し、自己点検評価委員会に報告。また、過去の点検評価において改善が必要とされた事項の進捗状況を報告。

- ・ 自己点検評価委員会において、自己評価報告書及び改善計画案について審議し、必要な意見を付したうえで、自己評価報告書及び改善計画を決定した。

3. 令和5年度の自己点検評価の総括

自己点検評価の結果、各内部質保証に関する自己点検評価実施要項に定める評価基準をすべて満たしている。

4. 評価対象事項ごとの評価

(1)教育課程

【点検結果】基準を満たしている

教育課程の点検評価は、本学教育委員会が定める「北海道教育大学における教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に基づき実施した。なお、実施要項に定める評価基準ごとに実施時期を定めており、令和5年度は全38基準のうち、以下の11の基準について点検を行い、全てを満たしていると判断した。

評価対象事項	評価基準	教職課程の自己点検・評価を兼ねるもの
FDの実施	6. 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント (FD) を組織的に実施していること	○
教育課程の体系性	7. 教育課程の編成が、体系性を有していること	○
教育課程の構造	13. 学部における教育実習又は専門職学位課程における実習が、教育課程において体系的に編成され、適切に実施されていること	○
	14. 教職実践演習が体系的に編成・実施されていること	○
シラバスの策定	15. 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	○
教育課程の実施体制	18. 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること、また、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	
成績評価	25. 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	○
卒業・修了状況	31. 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則した状況にあること	

ディプロマ・ポリシーに則した意見聴取	33. 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則した学習成果が得られていること	
設備の整備と活用状況	36. 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	○
情報の公表	38. 法令等が公表を求める事項を公表していること	○

【点検結果の根拠・理由】

授業の内容及び方法の改善を図るためのFD活動として、学校臨床研究における省察を取入れた授業改善に関する講演、公開授業や教職大学院教育実践交流会等を継続的に実施しており、令和4年度に全学で10件、各部局で合わせて36件実施し、組織的にFD活動を行っている。

教職課程の体系性を確保するため、履修カルテを整備して、学生の教育職員免許状取得科目の履修状況等を把握し、学部生の4年次後期の授業科目「教職実践演習」において教職課程の振り返りに活用している。令和4年10月に「教育支援総合システム」を導入したことにより履修カルテの見直しが必要となったが、令和4年12月開催の教職実践演習全学運営委員会において新たな履修カルテを策定した。これに伴い「ステップアップ・チェックリストハンドブック」や「学生指導教員サポートマニュアル」を改訂して学生及び教員へ周知を図るとともに、教員に対して新たな履修カルテに関する研修を実施した。なお、今後、履修カルテについて活用状況（課題等を含む）を整理し、更なる活用方法について検討することとした。

教育実習の事前・事後指導を行うための実施計画、実習校への挨拶や研究授業の参観等の教員が行うべき業務について、各校の教育実習を所掌する委員会において定め、実施している。また、教職大学院と実習校との円滑な連絡及び調整を図ることを目的に、教職大学院連携協力校連絡協議会及び実習運営協議会を令和5年5月に対面及びオンラインにて開催し、実習の内容や構成について説明を行い、約70校の連携協力校の校長等が参加した。

学部及び大学院の授業科目において、ICTを活用した授業形態、アクティブ・ラーニングを用いた学習指導方法が採用されており、授業の方法及び内容がシラバスによって学生に明示されている。なお、令和4年度実施の大学機関別認証評価において、一部シラバスの記載の不備について指摘があり、シラバスチェックリストを令和4年12月に改訂して対応することとしたが、令和5年度のシラバス点検において不備が確認されたため、全学の教育委員会委員長から各キャンパス長に対して、不備のあるシラバスの修正及びシラバス点検を徹底するよう依頼した。

学生の教育的効果の向上、経済的な支援及び教員・研究者としてのトレーニングの機会の提供を目的に、大学院生を対象としたティーチング・アシスタント（TA）取扱要項及び学部生を対象としたスチューデント・アシスタント（SA）取扱要項を制定して授業等の補助業務に従事させている。令和4年度の配置人数（延べ人数）は、TA 411人、SA 200人となっている。TA等の質の維持・向上を図るため、制度の目的、業務内容及び業務を行う際の心得等をまとめた資料を作成し、学生に配布している。

学部及び大学院において、成績評価基準に則り、各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、「北海道教育大学教学アセスメントの実施の方針」に基づきモニタリングを実施して組織的に確認している。実技科目等の個人指導が中心にな

る科目について、シラバスチェックリストに成績評価の指針を示し、全学的な考え方の統一を図っている。

学部及び大学院における過去5年間における標準修業年限内の卒業（修了）率、「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、教員免許状の取得状況は以下のとおりであり、大学の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）

教育研究上の基本組織	標準修業年限内の卒業（修了）率				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学部	86.3%	86.2%	88.2%	88.6%	89.3%
大学院	79.5%	91.7%	86.1%	84.8%	89.9%

・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）

教育研究上の基本組織	「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学部	95.4%	96.3%	94.9%	94.3%	94.7%
大学院	92.7%	86.1%	95.4%	89.9%	87.9%

学校基本調査等に係る調査

⑨-1 教員免許状取得状況(令和5年3月15日卒業・修了者)

全学

【教育学部】

	小学校			中学校			高校		特別支援学校		幼稚園		養護教諭		合計	実人数			
	専修	1種	2種	専修	1種	2種	専修	1種	専修	1種	2種	専修	1種	2種					
札幌校	0	201	18	0	214	26	0	213	0	49	1	0	4	3	0	27	0	756	268
旭川校		116	68		226	85		243		11	22		15	3				789	267
釧路校	0	171	15	0	162	85	0	153	0	88	0	0	0	0	0	0	0	674	195
函館校	0	45	0	0	47	2	0	45	0	14	0	0	9	1	0	0	0	163	92
岩見沢校					71			79										150	80
計	0	533	101	0	720	198	0	733	0	162	23	0	28	7	0	27	0	2532	902

【教育学研究科(修士課程)】

	小学校			中学校			高校		特別支援学校		幼稚園		養護教諭		合計	実人数			
	専修	1種	2種	専修	1種	2種	専修	1種	専修	1種	2種	専修	1種	2種					
札幌・岩見沢校	4	0	0	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	6
旭川校																		0	0
釧路校																		0	0
函館校																		0	0
計	4	0	0	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	6

【教育学研究科(専門職学位課程)】

	小学校			中学校			高校		特別支援学校		幼稚園		養護教諭		合計	実人数	
	専修	1種	2種	専修	1種	2種	専修	1種	専修	1種	2種	専修	1種	2種			
札幌校	10	0	0	18	0	0	19	0	1	0	0	0	0	0	0	48	22
旭川校	3			8			9		1							21	7
釧路校	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2
函館校	2	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	6	4
計	17	0	0	30	0	0	31	0	3	0	0	0	0	0	0	81	35

【養護教諭特別別科】

	養護教諭			合計	実人数
	専修	1種	2種		
函館校	0	40	0	40	40
計	0	40	0	40	40

令和4年度卒業・修了時調査を実施し、卒業認定・学位授与方針の能力が身に付いたかという質問に対して「かなり身に付いた」「ある程度身に付いた」と回答した者が、教員養成課程「教員としての豊かな人間性、幅広い教養と知性、主体的に学び続ける姿勢を身に付けている」82.5%、国際地域学科「幅広く深い教養と豊かな人間性を身に付けている」82.5%、芸術・スポーツ文化学科「豊かな人間性と感性、幅広い知識と教養、それらを社会に活かすコミュニケーション能力を身に付けている」77.3%であった。また、修士課程学校臨床心理専攻「臨床心理学・教育学・教育心理学・特別支援教育学等の各領域及びこれらに関連する心理臨床・教育臨床・発達臨床等の学際的な領域における専門的な研究を深める力」83.3%、専門職学位課程高度教職実践専攻「子どもの成長・発達に関する理論を基盤として、児童及び生徒を深く理解し教育を実践できる力」85.7%であった。

令和5年度大学生・大学院生学習調査を実施し、授業の満足度について「とても満足している」「満足している」と回答した者が、学部共通教育（教養教育）75.3%、学部専門分野79.5%、大学院86.2%であった。

これらの調査結果から、卒業認定・学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認した。

教育研究活動を展開する上で必要なICT環境として、教育用パソコンを整備しているが、令和4年度の点検において、稼働率が低いことが分かった。そのため、更新等の在り方について検討を行い、「令和7年度以降の教育用コンピュータ環境整備に関する基本方針」を策定し、令和7年度からBYOD（Bring Your Own Device）を導入して対応することとした。

学校教育法施行規則第172条の2及び教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、公表が義務付けられる項目について公表している。

(2)学生受入

【点検結果】基準を満たしている

学生受入の点検評価は、入学試験委員会が定める「北海道教育大学における学生受入の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に基づき、以下の4基準の点検を行い、全てを満たしていると判断した。

評価対象事項	評価基準	教職課程の自己点検・評価を兼ねるもの
学生受入れに関する事項	1. 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	○
	2. 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	○
	3. 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	○
	4. 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	○

【点検結果の根拠・理由】

学生受入方針の点検を行い、学部及び大学院において「求める学生像」「入学者選抜の基本方針」が明示されていることを確認した。

学生受入方針に沿った学生を確保するために、学部においては一般選抜（前期・後期）、総合型選抜（教員養成特別入試、自己推薦入試）、学校推薦型選抜（一般、地域指定）、特別入試（帰国子女入試、社会人入試、私費外国人入試、編入学入試）を実施し、大学院においては前期募集と後期募集を実施している。

学生の受入は、学部及び大学院それぞれについて、入学者選抜基本要綱を定め、入学試験実施本部が責任をもって実施している。入学者選抜試験の合格者の判定については、教員会議及び教授会が審議を行い、教授会の意見を聴取の上、学長が合格者の認定を行っている。なお、令和4年度の点検で改善が必要とされた、Jアラートが発報された際の対応については、マニュアルを整備したものの、一部の選抜区分の実施要項に未掲載であることが確認されたため、令和7年度入試（令和6年度実施）の実施要項で対応することとした。

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかを検証するため、入試委員会の下にワーキングチームを設置し、学生受入に関する点検・評価を実施している。また、入試分析アドバイザーが高校訪問等で得られた情報や入試の課題について分析し、連絡調整会議に報告して学内に情報共有を行っている。

令和元年度から令和5年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりであり、適正な水準を確保している。

[学士課程]

- ・教育学部教員養成課程：1.04倍
- ・教育学部国際地域学科：1.02倍
- ・教育学部芸術・スポーツ文化学科：1.03倍

[修士課程]

- ・教育学研究科学校臨床心理専攻：1.24倍

[専門職学位課程]

- ・教育学研究科高度教職実践専攻：0.77倍

[別科]

- ・養護教諭特別別科：0.92倍

(3) 学生支援

【点検結果】基準を満たしている

学生支援の点検評価は、学生支援委員会が定める「北海道教育大学における学生支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に基づき、以下の5基準の点検を行い、全てを満たしていると判断した。

評価対象事項	評価基準	教職課程の自己点検・評価を兼ねるもの
学生支援に関する事項	1. 学生の生活、健康、に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	
	2. 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	
	3. 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	
	4. 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	
	5. 学生に対する経済面での援助を行っていること	

【点検結果の根拠・理由】

学生の生活、健康に関する相談・助言体制として、学生生活サポート室、保健管理センター、人権委員会を設置して対応している。総合的相談は学生生活サポート室が、身体的健康に係る支援は保健管理センターが、精神的健康に係る支援は保健管理センターと学生生活サポート室が対応している。学生相談の受付フローを作成し、相談内容に速やかに対応できるように体制を整備している。

各種ハラスメントに関しては、人権侵害の防止等に関する規則に基づき人権委員会を設置し、人権相談員が対応している。人権侵害について相談があった場合は、相談者の同意を得て、当該事案の概要を速やかにキャンパス長、人権委員会委員長及び主任相談員に書面で報告するとともに、原則として相談を受けた相談員及び主任相談員による会議を開催して対応について協議する等により、ハラスメント等に関する相談に適切に対応している。

令和5年度の課外活動団体は238団体あり、そのための施設として体育館、武道場、多目的活動施設等を整備し、運営資金の支援及び備品貸与等を行うほか、リーダー研修会等を開催して学生団体からの意見聴取の場を設けている。

留学生の生活支援については、日本人学生と同様に学生委員会が窓口となって対応している。

障害のある学生への生活支援については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員等対応規則」を定め、学生生活サポート室を中心に、保健管理センター、各校の教育支援グループ等に相談窓口を置き、学生生活上の課題や心身の健康上の困難を抱えた学生を支援している。また、特別な配慮を必要とする学生の理解を深めることを目的に、教職員を対象としたFD研修を令和5年度に5回実施し、116人が参加した。

学生に対する経済面での援助は、日本学生支援機構奨学金、入学料免除、授業料免除について実施するほか、北海道教育大学基金による給付奨学金等を実施し、令和4年度は44人の対象者に総額4,400千円の給付を行った。留学生については、日本人学生と同様の基準により、

授業料等の減免及び徴収猶予を実施した。

北海道教育大学基金による授業料減免及び給付奨学金等実施状況(平成30年度～令和4年度)										
修学支援事業										
(授業料減免事業) 経済的理由により修学が困難な学生を支援するため、半期の授業料を減免する。										
(奨学金給付事業) 経済的理由により、修学が困難な学生を支援するため、奨学金を給付する。										
(緊急学生支援金) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経済的理由等により、修学が困難な学生を支援するため、奨学金を給付する。										
育英事業										
(奨学金給付事業) 成績が優秀な学生に対する奨学金を給付する。										
年度	授業料減免※		給付奨学金		緊急学生支援金		成績優秀者給付奨学金		小計	
	対象者数	実施額	対象者数	実施額	対象者数	実施額	対象者数	実施額	対象者数	実施額
平成30年度	1	133,950	10	1,000,000	—	—	25	2,500,000	36	3,633,950
令和元年度	5	669,750	20	2,000,000	—	—	25	2,500,000	50	5,169,750
令和2年度	10	1,294,850	8	800,000	568	14,090,000	25	2,500,000	611	18,684,850
令和3年度	0	0	16	1,600,000	437	4,458,000	25	2,500,000	478	8,558,000
令和4年度	0	0	24	2,400,000	—	—	20	2,000,000	44	4,400,000

※高等教育の修学支援新制度(令和2年4月開始)に伴い、令和3年度以降は「授業料減免」の対象となる学生が減少。

(4) キャリア支援

【点検結果】 基準を満たしている

キャリア支援の点検評価は、キャリアセンターが定める「北海道教育大学におけるキャリア支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に基づき、以下の3基準の点検を行い、全てを満たしていると判断した。

評価対象事項	評価基準	教職課程の自己点検・評価を兼ねるもの
就職支援に関する事項	1. 学生の就職等進路に関する相談・助言体制を整備していること	○
	2. 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	○
	3. 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	○

【点検結果の根拠・理由】

学生の就職等進路に関して、各校にキャリアセンターを設置し、教職担当及び民間・公務員担当のキャリア相談員を配置して対応している。教員採用試験に向けた支援体制の強化のため、教員養成課程を置く3キャンパスについては、教職担当のキャリア相談員を常駐させている。また、コロナ禍でオンラインを中心に実施していた合同企業説明会を令和5年3月に3年ぶりに対面で実施し、企業52社、学生151人が参加した。

社会的・職業的自立を図るため、1～2年次の学部生に対して授業「教員になるためのキャリア形成」を開講し、教員就職率向上に向けて取り組んでいる。民間企業や公務員志望者向けには、「キャリア支援講座」を開催し、就職活動や採用面接の指導等を実施し、支援している。

学部及び大学院における過去5年間における就職及び進学の様子は、次のとおりであり、学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。なお、令和4年度の点検で改善が必要とされた、進路状況調査における進路不明者数を減らすことについて、各校で進路把握の徹底に努めた結果、前年度と比較して教員養成課程で3.6%から1.2%、学科で8.1%から6.1%、修士課程で10.8%から7.7%に減少した。

教育研究上の基本組織		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	主な進学先/就職先
教育学部	卒業生(A)	1,156	1,165	1,199	1,176	1,189	【主な進学先】 ・北海道教育大学大学院 ・北海道大学大学院 ・兵庫教育大学大学院 ・東京学芸大学大学院 ・筑波大学大学院 ・秋田大学大学院 【主な就職先】 ・北海道教育委員会 ・札幌市教育委員会 ・北海道庁 ・札幌市役所 ・旭川市役所 ・函館市役所
	進学者(B)	77	96	65	60	70	
	進学率(B/A)	6.7%	8.2%	5.4%	5.1%	5.9%	
	就職希望者(C)	1,042	1,029	1,088	1,053	1,082	
	就職者(D)	1,005	1,001	1,060	1,010	1,054	
	卒業生に対する就職率(D/A)	86.9%	85.9%	88.4%	85.9%	88.6%	
	就職希望者に対する就職率(D/C)	96.4%	97.3%	97.4%	95.9%	97.4%	
教育学研究科	卒業生(A)	120	120	108	114	95	【主な進学先】 ・北海道大学大学院 ・筑波大学大学院 【主な就職先】 ・北海道教育委員会 ・札幌市教育委員会 ・北海道庁 ・札幌市役所 ・旭川市役所
	進学者(B)	0	1	1	3	0	
	進学率(B/A)	0.0%	0.8%	0.9%	2.6%	0.0%	
	就職希望者(C)	111	114	104	104	93	
	就職者(D)	108	113	101	101	89	
	卒業生に対する就職率(D/A)	90.0%	94.2%	93.5%	88.6%	93.7%	
	就職希望者に対する就職率(D/C)	97.3%	99.1%	97.1%	97.1%	95.7%	

(5) 交換留学生等支援

【点検結果】 基準を満たしている

交換留学生等支援の点検評価は、国際交流・協力センターが定める「北海道教育大学における交換留学生等支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に基づき、以下の2基準の点検を行い、全てを満たしていると判断した。

評価対象事項	評価基準	教職課程の自己点検・評価を兼ねるもの
交換留学生等支援に関する事項	1. 交換留学生等への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	/
	2. 交換留学生等に対する学習支援を行う体制を整えていること	

【点検結果の根拠・理由】

交換留学生等への生活支援として、留学生の受入があるキャンパスにおいて渡日時のオリエンテーションを実施している。さらに、生活相談全般の支援を行うレジデンス・チューター制度を設けており、令和5年度に27人を配置した。

また、学習支援として、留学生の指導教員の下で論文等の作成支援や日本語指導を行うアカデミック・チューター制度を設けており、令和5年度に71人を配置した。

各チューターに対して説明会を実施し、業務内容の理解を深めるとともに、開始1か月後にヒアリングを実施して、勤務状況の把握を行っている。また、留学生に対しても留学生ミーティングで支援状況を確認し、必要に応じてチューターに対する指導を行っている。

なお、交換留学生の生活支援及び学習支援を含めたプログラム全般について、帰国時にアンケートを実施して留学生の生活支援及び学習支援向上を図っている。

(6) 施設設備

【点検結果】 基準を満たしている

施設設備の管理運営に係る点検評価は、施設マネジメント委員会が定める「北海道教育大学における施設設備の管理運営に係る内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に基づき、以下の施設維持管理マニュアルに基づく点検を行い、全てを満たしていると判断した。

評価対象事項	評価基準	教職課程の自己点検・評価を兼ねるもの
施設設備の管理運営に関する事項	施設維持管理マニュアル（2023年度版） ※施設の整備状況、安全性の状況について、マニュアルに基づき、春季（5月）に点検を実施	

【点検結果の根拠・理由】

点検の結果、各校から1,747件（札幌校197件、旭川校123件、釧路校727件、函館校525件、岩見沢校175件）の不具合の報告があった。修繕の必要性が高い順からS、A、B、C評価で判定したところ、B評価4%、C評価96%であり、緊急性を伴う不具合がないことを確認した。今後は、修繕事業の評価及びキャンパスマスタープランに基づき修繕計画を立て、実施することとした。

(7) 情報セキュリティ

【点検結果】 基準を満たしている

情報セキュリティの点検評価は、情報化推進委員会が定める「北海道教育大学における情報セキュリティの内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に基づき、以下の1基準の点検を行い、全てを満たしていると判断した。

評価対象事項	評価基準	教職課程の自己点検・評価を兼ねるもの
情報セキュリティに関する事項	1. 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境における学内LAN設備及びネットワーク装置等の情報セキュリティに関して十分なメンテナンスや管理がされているか。	

【点検結果の根拠・理由】

各校を結ぶ情報ネットワーク及び無線LANのアクセスポイントを整備するとともに、コンピュータ室等に各校合わせて640台の情報端末を整備している。学内LAN整備の充実のため、令和5年4月にネットワーク回線の増速を行った。ICT環境における学内LAN設備及びネットワーク装置等については、定期的なソフトウェアアップデートやメンテナンスが実施されており、情報セキュリティに関する十分なメンテナンスや管理がされていることを確認した。

情報システムの運用については、情報システム基本規則に基づき、情報システム運用管理要項や情報セキュリティ教育ガイドラインを整備している。学生に対しては、端末操作や情報検索方法だけでなく、情報セキュリティや倫理・マナーについて授業科目「情報機器の操作」等で情報リテラシー教育を実施している。

(8) 附属図書館

【点検結果】 基準を満たしている

附属図書館の点検評価は、附属図書館運営委員会が定める「北海道教育大学における附属図書館の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に基づき、以下の2基準の点検を行い、全てを満たしていると判断した。

評価対象事項	評価基準	教職課程の自己点検・評価を兼ねるもの
附属図書館における学習環境の整備に関する事項	1. 図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	
	2. 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	

【点検結果の根拠・理由】

附属図書館は、札幌館、旭川館、釧路館、函館館、岩見沢館の5館で構成し、総面積9,520㎡、閲覧座席数778席を整備している。

令和5年5月1日現在、5館合わせて蔵書数1,165,776冊（うち外国書118,547冊）、学術雑誌数23,801タイトル（うち外国書2,309タイトル）、電子ジャーナル4,538タイトル（5館で共用）を収蔵し、各館とも幅広い分野の資料を収集・提供している。令和5年度図書館利用者アンケートにおいて、図書資料の整備状況について「満足」「やや満足」と回答した者が、専門図書91.5%、専門雑誌94.9%、趣味教養のための図書・雑誌87.7%であり、満足度が高いことを確認した。

自主的学習環境については、令和5年度の函館館の改修をもって、全5館にラーニングcommonsを整備した。なお、令和4年度の点検において、ラーニングcommonsとそれ以外の閲覧席の活用状況を検証し、釧路館及び岩見沢館の座席占有率が低いことから、附属図書館全体として自主的学習環境の利用状況に係る基準を満たさないとしたことへの対応として、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行された事に伴い、全館の利用制限を解除し、ラーニングcommonsを活用した企画展やグループ学習等の利用促進に取り組んだ。その結果、札幌館、旭川館、岩見沢館ではラーニングcommonsの利用者が6割を超え、釧路館は3割に留まるものの、その他エリアの利用者が増加した。また、全館の入館者数が令和5年11月時点で、前年度の同時期より約1万9千人増加した。利用者アンケートにおいては、ラーニングcommonsの認知度が令和3年度50.7%から令和5年度82.7%まで上昇した。これらのことから、自主的学習環境が効果的に利用されていることを確認した。

参考（関係規則等）

【国立大学法人北海道教育大学規則集（<https://education.joureikun.jp/hokkyodai/>）】

- ・ 国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則
- ・ 北海道教育大学における教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項
- ・ 北海道教育大学における学生受入の内部質保証に関する自己点検評価実施要項
- ・ 北海道教育大学における学生支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項
- ・ 北海道教育大学におけるキャリア支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項
- ・ 北海道教育大学における交換留学生等支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項
- ・ 北海道教育大学における施設設備の管理運営に係る内部質保証に関する自己点検評価実施要項
- ・ 北海道教育大学における情報セキュリティの内部質保証に関する自己点検評価実施要項
- ・ 北海道教育大学における附属図書館の内部質保証に関する自己点検評価実施要項

【その他資料】

- ・ 教育課程の自己点検・評価に関する方針（自己点検評価委員会裁定）